

奨学生募集要項（2026年度）

No. 701-2

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	香川県奨学金返還支援 【かがわで働こう！奨学金返還支援制度】		
2026 募集人数	—		
募集学年	学部生 修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部、研究科		
財団締切時期	随時		
給付	募集要項参照	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	香川県出身者
その他応募条件	・ 申込資格、返還支援要件の詳細については募集要項参照		

香川県内の登録企業（県内の事業所で大学生等の採用を予定し、事前に県から認定を受けた県内企業等）に就業等の要件を満たすことを条件に、日本学生支援機構貸与型奨学金の返還を支援します。

かがわで働こう！奨学金返還支援制度 支援対象者募集のお知らせ

1 募集対象者

香川県出身者（進学・進級先が香川県内の大学等の場合は、県外出身者も含む）で、いずれにも該当する者

- ① 令和9年度に大学等（大学院、大学、短大、高専（第4、5学年及び専攻科）、専修学校（専門課程）へ進学予定の者、在学中の者、卒業・修了して3年以内の者
- ② 新たに日本学生支援機構の貸与型奨学金（以下「奨学金」）の貸与を受ける予定の人、もしくは奨学金の貸与を受け、返還予定又は返還中の者

- ③ 登録企業に就職予定である者

※奨学金の貸与基準を満たす必要があります。

※支援対象者に認定された場合であっても、登録企業以外への就職を妨げるものではありません。

2 募集期間

令和8年7月6日（月）～ 随時

3 募集定員

定員なし ※支援の執行見込等に応じ、受付を終了する場合があります。

4 申込み方法

香川県電子申請システムを通じてお申込みください。

【申込フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13337



5 返還支援金額・時期

20,000円～40,000円×貸与月数の範囲で、登録企業が選択する額を、卒業後の返還支援要件確定（3年（県内出身者）又は5年（県外出身者））後に一括支援します。

6 返還支援要件

奨学金の返還支援を受けるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 内定前にあらかじめ支援対象者として認定を受けていること。
- 大学等（大学院、大学、短大、高専（第4、5学年及び専攻科）、専修学校（専門課程））を卒業し、採用した登録企業が奨学金の返還支援に対する出捐を行うことが適当と認める者であること。
- 登録企業への就職状況等について期日までに適正に報告を行っていること。
- 卒業後3年以内に香川県内に居住かつ登録企業へ就業し、3又は5年間県内で就業すること。
- 在学期間中に学業成績等の状況により、日本学生支援機構の貸与型奨学金の交付が取りやめとなっていないこと。

詳しくは、香川県ホームページでご確認ください。

URL: <https://www.pref.kagawa.lg.jp/chiki/daigakurenkei/kagawadehatarakou.html>

問い合わせ先：香川県政策部地域活力推進課 総務・地方創生グループ（電話 087-832-3105）

1 趣旨

香川県では、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材を確保するとともに、県内定着を促進するため、大学等を卒業又は修了した大学生等が登録企業に就職した場合に、登録企業とともに独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金（以下、「奨学金」という。）の返還額の一部を支援する制度を設けています。県内に就職予定で、支援対象者となる大学生等を募集します。

2 事業の全体像

本制度は、奨学金返還を行う大学生等に対し、登録企業と県が協働で支援する制度です。

まず、大学生等は本制度への登録を県に申請し、県が認定を行います。県が奨学金返還支援の対象者として認定した者（以下、「支援対象者」という。）が登録企業に就職し、所定の要件を満たした場合、登録企業と県が連携して、支援対象者に対して、奨学金の返還額の一部を支援します。

3 対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金

4 募集対象

（１）募集対象は、次のいずれにも該当する者とします。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年、専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）（以下、「大学等」という。）に令和 9 年度に進学予定の者、在学中の者、卒業・修了して 3 年以内の者。

イ 奨学金の貸与を受け、返還予定又は返還中の者。

ウ 保護者又はこれに準ずる者が県内に住所を有する者（以下、「県内出身者」という。）または、保護者又はこれに準ずる者が県外に住所を有する者で、令和 9 年度に県内の大学等に進学予定の者、在学中の者、卒業・修了して 3 年以内の者（以下、「県外出身者」という。）。

エ 登録企業（県内の事業所で大学生等の採用を予定し、事前に県から認定を受けた県内企業等をいう。以下同じ。）に就職予定である者。

（２）募集定員 なし

※支援金の執行見込等に応じ、募集締切より前に受付を終了する場合があります。

5 申込手続き

(1) 提出書類

ア、イそれぞれにつき、申込書等を提出してください。

ア 新規奨学金予定者の場合

〔大学等への進学ないし進級を予定する者で、奨学金の貸与基準を満たし、返還支援申込日の属する年度の翌年度に奨学金の貸与を受ける予定の者〕

① かがわで働こう！奨学金返還支援対象者認定申込書（別紙様式第1号） ※電子申請の場合、フォームに入力

② 世帯に属する方全員の住民票の写し（コピー可）

※続柄記載があり、発行日から概ね3カ月以内のもの。（本籍、個人番号は記載不要。）

③ 個人情報取扱いに関する同意書（別紙様式第2号）

※申込書に記載された個人情報が、他の奨学金等の受給・申込状況や学力基準の確認、県内企業の就職情報の提供等に使用されることに同意していただくものです。

イ 既存奨学生の場合

〔奨学金を既に貸与され、または貸与を終了した者〕

① かがわで働こう！奨学金返還支援対象者認定申込書（別紙様式第1号） ※電子申請の場合、フォームに入力

② 独立行政法人日本学生支援機構が発行した奨学生証の写し

③ 世帯に属する方全員の住民票の写し（コピー可）

※続柄記載があり、発行日から概ね3カ月以内のもの。（本籍、個人番号は記載不要。）

④ 個人情報取扱いに関する同意書（別紙様式第2号）

※申込書に記載された個人情報が、他の奨学金等の受給・申込状況や学力基準の確認、県内企業の就職情報の提供等に使用されることに同意していただくものです。

(2) 申込方法

以下に記載する申込フォームへ必要事項を入力し、香川県電子申請システムより電子申請を行ってください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。

【申込フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13337



電子申請による申請が難しい場合は、下記の提出先に提出してください。

申込区分	申込書類の提出先
県内の高等学校等に在学する人	在学中の高等学校等
上記以外の人	香川県政策部地域活力推進課 総務・地方創生グループ 奨学金担当 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

(3) 受付期間 随時

6 支援対象者の認定

(1) 新規奨学金予定者の場合

提出書類を確認の上、申込を受け付けて申請者に通知します。

奨学金の貸与決定となった場合は、下記について追加でご提出ください。内容について審査を行い、支援対象者として認定し、文書により通知します。

【追加で提出が必要な書類】

- ・独立行政法人日本学生支援機構が発行した奨学生証の写し

(2) 既存奨学生の場合

申請内容について審査を行い、適当と認められる場合は、支援対象者として認定し、文書により通知します。

7 認定内容の変更手続き

認定内容に変更があった場合は、以下に記載する変更フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 変更フォーム

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11526

(2) 電子申請に必要な書類（変更があった場合のみ）

変更が確認できる書類（例：住所、氏名変更の場合…住民票、運転免許証の写し等）について、変更フォームから電子データを提出してください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。

8 認定辞退の手続き

支援対象者は、次の（２）のいずれかの事由に該当した場合は、以下に記載する認定辞退フォームに必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 認定辞退フォーム

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11526

(2) 認定の辞退事由

- ア 大学等卒業又は修了から3年以内に登録企業に就職しなかったとき
- イ 登録企業を離職したとき
- ウ 奨学金の貸与を取り消されたとき
- エ 奨学金の返還が免除されたとき

9 認定の取消し

支援対象者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことがあります。

- (1) 「8 認定辞退の手続き (2)」のいずれかの事由に該当する場合において、正当な理由がないにもかかわらず、認定辞退の手続きを行わないとき
- (2) 登録企業への就職状況等について、正当な理由がないにもかかわらず知事が別に定める期日までに報告を行わないとき
- (3) その他知事が不適当と認めるとき

10 支援金の交付要件

支援対象者のうち、支援金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 内定前にあらかじめ支援対象者として認定を受けていること。
- (2) 大学等を卒業又は修了した者、その他大学等を卒業又は修了した者と同等の学歴を有すると知事が認める者であつて、採用した登録企業が奨学金の返還支援に対する出捐を行うことが適当と認める者であること。
- (3) 登録企業への就職状況等について、知事が別に定める期日までに適正に報告を行っていること。
- (4) 大学等を卒業した日（編入学等の場合には、編入学等完了日）の属する月の翌月から起算して3年以内に登録企業で就業していると認められること。
- (5) 大学等を卒業した日（編入学等の場合には、編入学等完了日）の属する月の翌月から起算して3年以内に県内に居住していると認められること。
- (6) 県内出身者においては、(4) 及び (5) に該当することとなった日の翌日から起算して、同一の企業に継続して3年間就業したと認められること。
- (7) 県外出身者においては、(4) 及び (5) に該当することとなった日の翌日から起算して、同一の企業に継続して5年間就業したと認められること。
- (8) 奨学金を貸与された者に支払い能力があるにもかかわらず奨学金の返還を著しく怠っていないこと、その他奨学金の返還を支援することが適当でないと認められる事情がないこと。
- (9) 大学生等かがわ定着促進基金による奨学金返還支援金交付要綱による支援金の交付を受けていないこと。
- (10) 香川県看護学生修学資金貸付条例(昭和38年香川県条例第15号)、香川県獣医学生修学資金貸付条例(平成4年香川県条例第1号)、香川県医学生修学資金貸付条例(平成19年香川県

条例第4号)又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による修学資金の貸付けを受けていないこと。

※登録企業での就業要件を満たす者は、次に掲げる者としします。

- ・ 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において当該法人又は団体の業務に従事している者（短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第3項に規定する短時間労働者をいう。）その他知事が定める者を除く。以下同じ。）
- ・ 県外に主たる事務所を有する法人又は団体の県内に所在する事務所又は事業所において当該法人又は団体の業務に従事している者
- ・ その他、知事がこれらに相当すると認める者

11 支援内容

(1) 支援額

20,000円～40,000円×貸与月数の範囲で、登録企業が選択する額としします。

(×貸与月数)

	県の支出額	企業の支出額	支援額（合計）
月額 20,000 円	10,000 円	10,000 円	20,000 円
月額 25,000 円	12,500 円	12,500 円	25,000 円
月額 30,000 円	15,000 円	15,000 円	30,000 円
月額 35,000 円	17,500 円	17,500 円	35,000 円
月額 40,000 円	20,000 円	20,000 円	40,000 円

※登録企業が月額 40,000 円を超える支援を希望する場合、月額 40,000 円よりも大きい支援額を受けられる場合があります。

※支援対象者が支援金の交付要件を満たした年度に一括支援します。

※支援金の額には、奨学金の返還に係る利息相当額を含み、返還が遅れた場合における延滞金相当額は含みません。

(2) 交付決定等

ア 交付申請に基づき、県は支援金の額の確定及び交付決定を行い、申請者に通知します。

イ 支援金の額が奨学金返還残額を上回る場合は、奨学金返還残額を限度に、額の確定及び交付決定を行います。

ウ 他の自治体等による奨学金の返還支援制度を利用している場合、貸与総額を上限として支援金の額の調整を行い、額の確定及び交付決定を行います。

(3) 支援方法

県は、確定した支援額を独立行政法人日本学生支援機構に支払います。

12 留意事項

- ① 登録企業の内定までに支援対象者として、認定を受ける必要があります。
- ② 本制度は、奨学金の返還額の一部について、県と登録企業が二分の一ずつ支援することを前提としています。登録企業からの出捐が得られない場合、県は、支援金の交付決定を取り消します。
- ③ 支援対象者に認定された場合であっても、登録企業以外への就職を妨げるものではありません。

13 問合せ先

香川県 政策部 地域活力推進課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3105

MAIL chiiki@pref.kagawa.lg.jp

WEB サイト

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/chiiki/daigakurennkei/kagawadehatarakou.html>

訂正

かがわで働こう！奨学金返還支援制度 支援対象者募集要項4ページ「10 支援金の交付要件」について、下記のとおり訂正します。

訂正前

10 支援金の交付要件

支援対象者のうち、支援金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし
ます。

- (1) ～ (3) 省略
- (4) 大学等を卒業した日（編入学等の場合には、編入学等完了日）の属する月の翌月から
起算して3年以内に登録企業で就業していると認められること。
- (5) 大学等を卒業した日（編入学等の場合には、編入学等完了日）の属する月の翌月から
起算して3年以内に県内に居住していると認められること。
- (6) 県内出身者においては、(4) 及び (5) に該当することとなった日の翌日から起算
して、同一の企業に継続して3年間就業したと認められること。
- (7) 県外出身者においては、(4) 及び (5) に該当することとなった日の翌日から起算
して、同一の企業に継続して5年間就業したと認められること。
- (8) ～ (10) 省略

訂正後

10 支援金の交付要件

支援対象者のうち、支援金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし
ます。

- (1) ～ (3) 省略
- (4) 大学等を卒業した日（編入学等の場合には、編入学等完了日）の属する月の翌月から
起算して3年以内に登録企業で就業していると認められること。
- (5) 大学等を卒業した日（編入学等の場合には、編入学等完了日）の属する月の翌月から
起算して3年以内に県内に居住していると認められること。
- (6) 県内出身者においては、(4) 及び (5) に該当することとなった日の翌日から起算
して、同一の企業に、5年間のうち県内で3年間就業したと認められること。
- (7) 県外出身者においては、(4) 及び (5) に該当することとなった日の翌日から起算
して、同一の企業に、7年間のうち県内で5年間就業したと認められること。
- (8) ～ (10) 省略